

(事件①) 平成30年(ワ)第38165号 �即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件

原告 佐野通夫 外240名

被告 国

(事件②) 平成31年(ワ)第8155号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件

原告 天野恵一 外76名

被告 国

## 原告第5準備書面

(国民祭典について)

2020年2月3日

東京地方裁判所民事第10部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 木村庸五

同 浅野史生

同 井掘哲

同 酒田芳人

同 吉田哲也

原告ら訴訟復代理人弁護士 土田元哉

本書面は、天皇の即位に伴って行われた「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」について、事実関係を主張するものである。

## 第1 「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」の概要

「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」（以下、「本件国民祭典」という）は、「天皇陛下御即位奉祝国会議員連盟」、「天皇陛下御即位奉祝委員会」（以下、「奉祝委員会という」）、「公益財団法人日本文化興隆財団天皇陛下御即位奉祝委員会」らの集団が、内閣府を筆頭とする中央省庁の後援を受けて、後期の通り、神道と密接な関連を有する日本史の神話的解釈を流布しながら、新天皇の即位につき国民においてこぞって祝賀させる目的に基づき開催した集会である。

以下、本件国民祭典の主体ないし加功者、内容等について述べる。

## 第2 奉祝委員会について

### 1 奉祝委員会の設立経緯

戦後、天皇制の奉祝運動を担ってきた「日本経済団体連合会（会長中西宏明）」「日本商工会議所（会頭三村明夫）」「日本会議（会長田久保忠衛）」は、2018年4月ころ、相互に、2019年に天皇明仁即位30周年を祝賀し、同年5月の新天皇即位奉祝事業を同年から2020年までの間に実施する組織の設立が合意された。

上記中西宏明、三村明夫、田久保忠衛が、下記の者に対し、2018年8月、奉祝委員会の設立発起人となることを依頼し、依頼の受諾を受けて、「天皇陛下御即位三十年奉祝委員会」の設立発起人が確定した（なお、以下の者らを「設立発起人ら」という）。

### 記

池田 祥護 日本青年会議所会頭

伊藤 雅俊 日本スポーツ協会会長

上田 清司 全国知事会会長

釜田 隆文	全日本仏教会理事長
岸 宏	全国漁業協同組合連合会代表理事長
神津 里季生	日本労働組合総連合会会长
斎藤 十朗	全国社会福祉協議会会长
櫻井 よしこ	ジャーナリスト
竹田 恒和	日本オリンピック委員会会长
田中 恒清	神社本庁総長
中西 宏明	日本経済団体連合会会长
中家 徹	全国農業協同組合中央会会长
八角 信芳	日本相撲協会理事長
藤原 正彦	お茶の水女子大学名誉教授
三村 明夫	日本商工会議所会頭
三好 達	元最高裁判所長官
山極 壽一	日本学術會議長
横倉 義武	日本医師会会长

設立発起人らは、「天皇陛下御即位三十年奉祝委員会」の設立準備及び、役員依頼活動を行い、2018年11月27日、同設立総会を開催した。なお、設立発起人らが役員依頼活動に際して、

「さて、天皇陛下には、昨年成立した皇室典範特例法に基づき、来春、御讓位（御退位）され、皇太子殿下が第百二十六代天皇の御位にお即きになることとなりました。来春から秋にかけて、古式ゆかしく皇位継承儀式が厳粛に執り行われ、皇室を戴く伝統国家日本の姿が内外に披露されます。」

などと申し向け、即位の礼、大嘗祭等の代替わり儀式が、旧登極令を基礎とした神道儀式であるとの認識を前提に、上記儀式の主催者である国の意を体して本件国民祭典を含む祝賀行事を遂行することを企図した。

## 2 「天皇陛下御即位奉祝国会議員連盟」について

「天皇陛下御即位奉祝国会議員連盟」は、「民間の奉祝委員会と協力し、平成の御代30年にわたる天皇陛下のご事績に感謝の誠を表す事業を推進」する目的の下、2018年11月に設立された、国會議員らにより構成される団体である。

## 3 「公益財団法人日本文化興隆財団天皇陛下御即位奉祝委員会」について

公益財団法人日本文化興隆財団は、日本文化の興隆を通じて、我が国の伝統的な精神や徳性を涵養する人づくり運動を行い、もって社会教育の振興に寄与し、広く国家社会の繁栄に貢献することを結合目的とした公益財団法人である。

## 4 本件国民祭典の後援について

本件国民祭典に際して、下記の中央省庁がこれを後援した。

記

内閣府

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

### 第3 本件国民祭典の内容

#### 1 本件国民祭典の概要

本件国民祭典は、新天皇の即位について、国民においてこれをこぞつて祝賀させる目的に基づき、以下の内容で挙行された（公表済みのプログラムから抜粋）。

##### 記

###### （1）第1部（奉祝まつり）

###### ア 開催時刻

2019年11月9日13時30分～15時45分ころ

###### イ 会場

皇居外苑と内堀通り

###### ウ 主なプログラム

祝賀パレード（出発セレモニー、郷土芸能、音楽隊）

都内と近隣の神社からの神輿・囃子

###### （2）第2部（祝賀式典）

###### ア 開催時刻

2019年11月9日17時10分～18時40分ころ

###### イ 会場

## 二重橋前特設舞台および皇居前広場

ウ 主なプログラム

オープニング 振れ太鼓

開会宣言 古屋圭司・奉祝議員連盟幹事長

開会ファンファーレ

各界からのご即位のお祝いメッセージ

奉祝演奏

天皇皇后両陛下のお出まし（二重橋）

主催者祝辞 三村明夫・奉祝委員会会長

祝辞 安倍晋三・内閣総理大臣

御即位奉祝曲の演奏奉呈

国歌斉唱

天皇陛下のお言葉

万歳三唱 先導/伊吹文明・奉祝議員連盟会長

天皇皇后両陛下ご退出

## 2 本件国民祭典第2部（祝賀式典）の経過

（1）司会（谷原章介及び有働由希子）による発言

本件国民祭典第2部（祝賀式典）の司会である谷原章介及び有働由希子（以下、それぞれ「司会谷原」「司会有働」という）が、祝賀式典の開会にあたり、その趣旨を説明した。

なお、司会谷原はその際、以下のとおり発言した。

記

「天皇陛下御即位を寿ぎ、天皇皇后両陛下への感謝の誠を皆様方とともに捧げたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます」

## (2) 開会宣言

古屋圭司衆議院議員は、本件国民祭典（以下、特段の断りがない限り祝賀式典を指すものとして記載する）会場中央の壇上において「天皇陛下御即位奉祝国会議員連盟」を代表して、下記の通り発言した。

### 記

「開会宣言。天皇陛下におかれましては、10月22日に、即位の礼正殿の儀において、第126代の天皇として即位を宣言されました。誠におめでとうございます。本日、天皇陛下御即位をお祝いする国民式典を開催しましたところ、内閣総理大臣をはじめとする、国民、各界各所のご来賓、ならびに、3万名をはるかに超える皆様方、皇居外苑や日比谷公園にも大勢の皆様の御参所をいただきました。心より御礼を申し上げます。天皇皇后両陛下におかれましては、二重橋にお出ましいただき、私ども国民の祝意をお受けいただきまることは、誠にありがたく、感激に堪えません。ここに令和の御代の平安と幾久しい皇室の弥栄を祈念して、天皇陛下御即位を御祝いする国民祭典祝賀式典の開会を宣言いたします。」

## (3) 「お祝いメッセージ」の発表

芦田愛菜は、本件国民祭典会場中央の壇上において概ね下記の通り発言し、即位礼正殿の儀をはじめとする一連の即位儀式を受け、以下のとおり、新天皇即位に対する祝意を表明した。

### 記

「謹んで申し上げます。天皇陛下御即位にあたり、心より御祝いを申し上げます。また、このような記念すべき国民祭典にお招きにあずかり、御祝いと感謝を申し述べる機会をいただき、緊張しておりますが、大変光栄に存じます。即位礼正殿の儀での陛下のお言葉を拝聴し、日

本、そして世界の平和に対する陛下のお心に心を打たれました。陛下は、松尾芭蕉の奥の細道をお読みになったことがきっかけで、水にご関心を持たれ、長きにわたって研究をなさっているとお聞きしました。そして、水を通して、世界の様々な問題をとらえ、そのことが世界の平和につながるとのお考えをお持ちであると知るに至りました。私も大好きな読書を通じ、知識を得ること、そして、その知識を踏まえて行動に移す、そのことが大切であるのではないかと考えるようになりました。陛下の御心を受け、どんなことでも思い立ったことは迷わず実行できるようになりたい（中略）と思っております。」

松本白鸚は、前記芦田に引き続き、同所にて、天皇即位を祝賀する発言を行った。なおその際、松本は、以下の通り発言した。

#### 記

「この先、幾久しく天皇皇后両陛下の弥栄を記念致しまして、私の御祝いの言葉とさせていただきます」

#### （6）祝辞

御手洗藤雄（日本経済団体連合会会長）及び山下泰裕（日本オリンピック委員会会長）は、本件国民祭典会場中央の壇上にて、それぞれ、新天皇即位に対する祝意ないし賛意を表明した。

#### （7）「我が国誕生の物語」と題された映像の上映等

##### ア　概要

上記は、本件国民祭典主催者が、『古事記』の朗読及びその意義の解説等を行い、神道と密接に関連した日本史の神話的解釈を本件国民祭典参加者等に直接流布し、かつ、新天皇の存在を前記神話的解釈の

中に位置づけることによって、天皇制を、このような宗教的イデオロギーに立脚した存在とみなす見解を公然と発表する一連の行為であり、本件国民祭典の重要な構成要素である。

#### イ 『古事記』の国生み神話を題材とした絵画の上映及び解説

本件国民祭典会場設置のスクリーンに、『古事記』の国生み神話をモチーフとした絵画（画家 マークエステル作）が投影された。

司会谷原は、上記絵画作品のうち、「天地創造 イザナギ、イザナミ」が投影された際、下記の古事記原文を朗読した。

##### 記

「それ混元既に凝りしかども、氣象いまだ敦からざりしひき、名も無く爲も無く、誰かその形を知らむ三。然ありて乾と坤と初めて分れて、參神造化の首と作り四（それこんげんにこりてきしょういまだあらわれず。なもなくわざもなし。たれかそのかたちをしらん。しかれども、けんこんはじめてわかれ、いん、よう、ここにわかれて、さんしんぞうかのはじめとなり）」

司会有働は、司会谷原による朗読の趣旨を解説し、本件国民祭典参加者に対して、下記の通り、神道を基礎とした歴史の神話的解釈を伝達した。

##### 記

「宇宙のはじめ、混沌とただよっていたものが固まって天と地に分かれると、高天の原に三つ柱の神々が出現された。すなわち、万物の根源となる造化三神の誕生である。そこに、二柱の神が生まれて、五神が揃い、ことあまつかみとなった。」

司会谷原は、引き続き下記の通り、朗読を行った。

記

「ここに天つ神諸の命以ちて一、伊耶那岐の命 | 伊耶那美の命の二柱の神に詔りたまひて、この漂へる國を修理め固め成せと、天の沼矛を賜ひて、言依さしたまひき二（ここに、あまつかみ、もろもろのみこともちて、いざなぎのみこと、いざなみのみこと、ふたはしらのかみに、このただよえるくにをおさめつくり、かためなせ、とのりて、あめのぬごこをたまいて、ことよさしたまひき）」

司会有働は、下記の通り、前記朗読の趣旨を解説し、本件国民祭典参加者に対して、神道と密接に関連する日本史の神話的解釈を伝達した。

記

「そして地上に繁栄をもたらす、いざなぎ、いざなみの二柱の神が現れた。高天の原に集まった天つ神たちは、いざなぎ、いざなみに、地上に降りて混沌として漂える地を造り、整え、治めるよう命じられ、玉飾りの付いた矛をお与えになった。使命を受けたいざなぎ、いざなみは下界に降りられた」

司会谷原は、司会有働に引き続き、下記の通り、『古事記』の記載の意義を解説し、本件国民祭典参加者に対して、神道と密接に関連する日本史の神話的解釈を伝達した。

記

「いざなぎ、いざなみは、地の材料がくらげのように漂う海に矛を降ろして、不思議な円を描きながら、潮をかきならし、そして、

矛を引き上げた。矛の先端に、零が一滴溜まった。この零が濃く重なり、島になった。おのごろ島、淡路島、続いて、多くの島が生まれた。」

司会有働は、司会谷原に続き、下記の通り『古事記』の記載の意義を解説し、本件国民祭典参加者に対して、神道と密接に関連する日本史の神話的解釈を伝達した。

#### 記

「四国、沖の島、九州、壱岐の島、対馬、佐渡の島、大日本豊秋津洲（おおやまとよあきつしま）、こうして国が生まれた。大八島国（おおやしまぐに）、すなわち日本である。」

#### ウ 新天皇が過去に行った活動に関する映像の上映

司会谷原が、下記の発言を行った直後、本件国民祭典会場設置のスクリーンに、新天皇における過去の活動を記録した映像及び音声が上映された。

#### 記

「古より我が国は瑞穂の国と呼ばれ、水の恵みを受けてきました。天皇陛下は、以前より、人々の生活と水をテーマに研究を続けられ、世界の安定と発展、防災の礎として、水の重要性と説いてこられました。

#### （8）楽曲の演奏等

「鬼太鼓座」、「大田楽」が楽曲を演奏した。

#### （9）新天皇及び皇后の登場

司会有働による下記の発言の後、新天皇及び皇后が皇居二重橋上に登場し、本件国民祭典に参加した。

#### 記

「天皇陛下御即位を御祝いする国民祭典にご参集の皆様、お帽子をお取りいただき、車椅子の方、お身体の不自由な方以外は、ご起立をお願い致します。ステージ上の皆様、皇居二重橋へお向き直りをお願い致します。皇居二重橋へお向き直りをお願い致します。」

#### (10) 式辞

三村明夫（奉祝委員会代表）は、本件国民祭典会場中央の壇上にて、皇居二重橋上に所在する新天皇及び皇后へ向かって、下記の通り発言した。

#### 記

「式辞。本日、ここに天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典を挙行するにあたり、主催者を代表し、謹んで式辞を申し上げます。天皇陛下には、先の即位礼正殿の儀において、御即位を国の内外に宣明されましたことは、誠に慶賀に堪えません。私どもは、この度のご慶事を国民こぞってお祝い申し上げるべく、ここ、皇居前広場に、各界各層参列の下、全国47都道府県での奉祝行事を集約する中央行事として開催させていただくこととなりました。天皇皇后両陛下におかれましては、私どもの国民祭典にご臨席を賜りましたことを、深く感謝申し上げます。天皇陛下は、第126代天皇として皇位を継承されるにあたり、国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら、日本国及び日本国民統合の象徴としての務めを果たすことをお誓いになりました。（中略）また、長年にわたる水問題のご研究を通じ、水がもたらす人類の幸福と繁栄への探求に

とどまらず、水害に関わる課題にもお取り組みいただきて参りました。天皇陛下の御心に深く思いを致し、私ども国民は、令和の御代の新しい国作りに全力を捧げることをお誓い申し上げます。天皇陛下御即位をことほぐよき日にあたり、謹んで、天皇陛下、皇后陛下のご健勝と皇室の弥栄をお祈り申し上げます。」

#### （10）安倍晋三内閣総理大臣による祝辞

安倍晋三内閣総理大臣は、本件国民祭典会場中央の壇上にて、皇居二重橋上に所在する新天皇及び皇后へ向かって、下記の通り発言した。

##### 記

「天皇陛下におかれましては、先月 22 日に即位礼正殿の儀を挙行され、歴史的な皇位の継承を内外に宣言されました。本日ここに集った数多くの方々をはじめ、国民のみなさまとともに、改めて天皇陛下のご即位をお祝い申し上げます。即位礼正殿の儀では、天皇陛下から、上皇陛下の 30 年以上にわたる歩みに深く思いを致され、国民の幸せと世界平和を願い、国民に寄り添っていくとの気持ちを伺いました。そのお言葉に、誰もが深い感銘を覚え、改めて皇室の長い伝統と、わが国が紡いできた悠久の歴史に思いを致した次第です。天皇陛下のご即位とともに始まった新しい令和の時代、私たちは天皇陛下のお気持ちをしっかりと胸に刻み、平和で希望に満ち溢れ、ひとりひとりの日本人がそれぞれの花を大きく咲かせることができる時代を作り上げていく決意です。こののち、豊かな水が世界の平和、繁栄、幸福をもたらすことをイメージして制作された奉祝曲が披露されます。国民がこぞって未来への希望を胸に新しい時代お迎えました。その心からの喜びの気持ちを込めた歌声とともに、国民

のみなさまと心を一つにして、天皇陛下ご即位や新しい時代の輝かしい幕開けをお祝いしたいと思います。」

「ここに令和の世の平安と、天皇陛下の弥栄をお祈り申し上げ、私の祝辞といたします。令和元年十一月九日 内閣総理大臣 安倍晋三」

#### （11）新天皇及び皇后に向けた奉祝曲の演奏

上記祝辞の後、アイドルグループ「嵐」等のタレント、音楽家が、皇居二重橋上に所在する新天皇及び皇后に向かって、新天皇の即位を祝賀する趣旨の下、各々、楽曲を演奏するなどした。

#### （12）君が代の独唱等

森谷真理は、本件国民祭典会場設置の壇上において、新天皇及び皇后に向かって君が代を独唱した。

その後、本件国民祭典の参加者らが君が代を斎唱した。

#### （13）新天皇による発言

天皇は、皇居二重橋上において、本件国民祭典会場に向かって、下記の通り発言した、

##### 記

「先に即位礼正殿の儀をおこない、即位を内外に宣言しました。そして、今日、ここに集まられた皆さんからお祝いいただくことに感謝します。即位から約半年、多くの方々から寄せられる気持ちをうれしく思いながら過ごしています。また、この間、さまざまな機会に国民の皆さんと直接接し、皆さんの幸せを願う思いを私たち二人で新たにしてきました。その中にあって、先月の台風19号をはじめ、最近の大雨などによる大きな被害に、深く心を痛めています。亡く

なられた方々に哀悼の意を表しますとともに、御遺族、被災された方々にお見舞いを申し上げます。寒さが募る中、避難を余儀なくされ、生活再建が容易でない方が数多くおられるこことを案じています。復旧が進み、被災された方々が安心できる生活が、一日も早く戻ることを心から願っています。ここに、改めて国民の幸せを祈るとともに、わが国の一層の発展と世界の平和を願います。今日は寒い中にもかかわらず、このように大勢の皆さんのが集まり、即位をお祝いいただくことに、深く感謝いたします。」

#### （11）万歳三唱

伊吹文明（奉祝委員会）は、本件国民祭典会場中央の壇上にて、天皇に向かい万歳を三唱した。

内閣総理大臣、国会議員を含む本件国民祭典参加者は、上記を受け、天皇に向かって、およそ数十回にわたり万歳を繰り返した。

#### 3 小括

以上、本件国民祭典は、内閣総理大臣をはじめとする国会議員、中央省庁の参与を受け、神道と密接に関連する日本史の神話的解釈を基礎として、新天皇の即位をその歴史的解釈の中に位置づけ、賛美するとの宗教的イデオロギーの流布としての性質を有するものであった。

### 第4 求釈明

1 本件国民祭典のうち第2部（祝賀式典）は、皇居前広場を専断的に占有する形で挙行されているが、かかる態様での使用は、誰が、いかなる手続によって許諾を受けたものか、使用に至る経緯を回答されたい。なお、戦後より現在に至るまで、皇居前広場が、諸個人ないし諸団体によ

る集会等のためにその使用を許諾された事実の存否と併せて回答されたい。

- 2 天皇及び皇后は、本件国民祭典の主催者ないし参加者から視認できる場所（皇居二重橋）に登場し、本件国民祭典に参加しているが、かかる天皇の行為は、公的行為か。同行為につき、天皇及び皇后が、内閣又は宮内庁の誘引を受けた事実の存否と併せて回答されたい。
- 3 本件国民祭典における天皇の「お言葉」の内容を起草した者は誰か回答されたい。
- 4 本件国民祭典には、内閣府を筆頭とする中央省庁が「後援」として名を連ねているが、かかる後援に際し、省庁内部の機関内部の討議又は決裁を受けた事実が存在するか。仮に存在する場合、上記の内容を明らかにされたい。反面、討議ないし決裁が存在しない場合、上記省庁が後援を行う根拠を明らかとされたい。

以上